

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 249 回 速報！今年の電子申告状況（所得税）

2008. 3. 18

3月17日、恒例とは言うものの、所得税の確定申告、無事終了した。そう、我社は会計事務所である。今回の申告は平成19年度分である。今回、電子申告で行われた所得税の確定申告の件数が、(今年度分だけで)150万件を超えている。これは、国税庁のe-TAXホームページの「e-Taxの利用件数」に公開された情報で明らかになったものである。

それによると、平成19年度(平成20年2月29日現在)に電子申告を利用して所得税の申告を行ったのは150万999件。前年度が49万584件だったから、2月末までに前年度の3倍もの申告件数があったことになる。今年の所得税確定申告の期限は3月17日だったから、この件数はさらに大きく伸びるに違いない。

このように電子申告の利用件数が伸びている要因の一つは、国税庁の積極的なPR活動にある。女優の池脇千鶴さんを起用したテレビコマーシャルをはじめ、ポスター、パンフレットの配付や各種団体への働きかけを積極的に実施した。さらに、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で電子申告が可能になったり、各税務署に電子申告ができるコンピュータが設置されたりと、利用機会の拡大も図られた結果であろう。

また、「電子証明書等特別控除」の創設も大きいといえる。この控除は、納税者が自分の電子証明書を付けて所得税の確定申告を電子申告で行った場合、ほぼ無条件に5,000円の税額控除を受けられる制度。この制度を利用すると、会社の年末調整を受けていて本来は確定申告の必要が無い人でも、確定申告をすることで5,000円が戻ってくる。電子証明書の取得には費用がかかるが、既に電子証明書を持っている人、または電子証明書を取得する予定がある人にとっては、大変に「お得感」があった、いわゆるインセンティブである。

ここからは私論。税理士に依頼しての電子申告はインセンティブをつけず、自分でやった人にだけ税額控除、個人的に費用がかかるからとの理由だが、同じ申告納税者を差別して、税の公平原則に矛盾しかねない。税理士に頼むと控除してくれない、損をする…そんなイメージを納税者に与えたとすれば、日税連(日本税理士会連合会)会長は何とする。が、実際は当局の仰せの通りと、電子申告普及に懸命になっている。まるで「天下り」のように見えるとは、本来税理士たるもの、決して公言してはならない。

その前に、電子申告システムそのものが不十分。ペーパーベースの付属明細、添付書類をそのまま残し、とりあえずの処置をあてがいぶちに推し進め、見切り発車のまま実績を作れ…とは、財務省・国税庁の偉いキャリアのお役人の預かり知らんところ、現場の税務署員は対応に大変そうだった。余計な費用と手間がかかり、決してペーパーレスにならない電子申告、こんな中途半端なシステムを、実務的に稼働してしまったなんて話、あまり聞いたことがない。これで「IT先進国」になったのだろうか。

それでも流れは電子申告、前年対比3倍以上の実績を挙げてしまう我国の納税者は、たいしたものである。短期間にこんな実績、他国では中々出来ないだろうと思うが実は、「お上」の国から、何百年たっても抜け切れないでいるともいえるのか？不思議な国である。